対和歌山県第2次交渉

◆商工観光労働部

「障害者差別解消法」について、公正採用選考人権啓発推進員と企業の研修責任者研修会に参加した754人は講義のなかで説明し、1238社に雇用分野での障害者差別の禁止や合理的配慮の提供義務のパンフレットを送付していると回答があった。しかし、研修会に参加した人は直接、障害者と接するとは限らず、障害といってもさまざまであることや年に一度の研修で障害者差別の解消につながっていくのか、就職困難ななかで障害者の雇用につながっていくのかと意見が出された。県としては31人以上の企業や労働局については就職面談会をし、啓発をしているが現場では生かされていない。部として障害者の雇用をどうしていくのか、障害者差別をなくすためにしっかりと考えてほしいと訴えた。

部落の雇用について、一人でも多く安定した職に就けるように今後も多くの情報提供を求めた。就職促進相談員が隣保館でおこなっている相談時間がこのままでいいのか見直してほしいと参加者から要求があった。

◆教育委員会

教育委員会

「日の丸」「君が代」は、児童生徒の内心にまでたち入って強制しようとする趣旨のものではないとされているが、子どもと保護者が心から喜べる学校行事になっていない現状報告、「まちづくりプロジェクト」の積極的な働きかけ、幼稚園の充実・強化及び小学校と中学校の連けいの強化、通学路の安全対策、隣保館の有効利用、識字学級への支援の強化、支援学校の施設や設備・支援内容の充実を要求した。その後、来年度から施行される「障害者差別解消法」について県教委としての対応を聞いたところ、なにも対策を考えていない現状が明らかになった。障がいをもっているという理由で、地域の学校にかよえないのは差別である。また、現実に市内の小中学校で障がい者のかよえる学校がいくつあるのか、今まで障がい者にどうのような合理的配慮を県教委としてきたのか、現場にまかせきりでなにも関係ないとする県教委の考えに抗議し、交渉を終らせた。

◆農林水産部

TPPが10月に大筋合意されたが、県内の畜産や農産物をどう守っていくのか。また、国の予算を使って新たに農林利用共同利用機械設備を購入するが、紀の川市との指導で資料を作成しているが、県としても指導をするよう要求した。さらに、串本町でマグロ養殖事業がおこなわれているが、雇用問題について議論された。

また、新規就農者や就農者に、経営開始時における施設や機械等の借入について農業近代化資金等といった融資制度の説明会をしてほしいと要求した。部として、さまざまな課題において法律がきれたなかでも、課題別にとりくんでいくと方向性が示された。

◆県土整備部

「Y住宅販売会社差別事件」をふまえた県の対応を明らかにとの要求に「同和問題を正しく理解させるための研修をおこない、宅建業関係団体に再発防止に向けた人権意識向上にとりくむよう指導している。また、顧客から同和地区の問い合わせなどがあった場合の報告体制が整備され、県にもその事案の情報を提供して実態把握をおこなう」との回答があった。

部落の自営業者の育成については「県内事業者で施工可能と見込まれる工事は県内事業者への発注を基本とし、可能な限り分離発注に努める」と、具体的な部落の業者への育成に28・29年度県内建設工事入札参加資格審査において、ひとり親や生活保護者の就労支援について、就職困難者の雇用を評価する制度改正をすすめている」と回答された。

◆環境生活部

「障害者差別解消法」の合理的配慮について最大限の努力をしていく必要があり、そのためには職場研修を通して理解をしていくとの回答がされた。具体的な研修内容について問うと、障害をもった人のニーズにあった対応ができるようにしていくとの回答であった。

男女共同参画計画策定について、女性差別撤廃条約に日本が批准して30年を迎えたなかで、女性差別があることを認識し男女ともに仲良くしていく社会を作るということではなく、女性差別をなくしていくという視点で県下すべてにおいて計画を策定するよう県から指導してほしいと訴えた。男女共同参画をすすめるうえで、女性側の努力と発信は必要であるが、男性側が意識し、参加しやすい環境を作る必要があることも訴えられた。

青年の雇用について、地元に定着した雇用を考えてほしいことを訴えた。子どもの貧困は福祉だけの課題だけでないことをしっかり認識して環境生活部として発信していく必要があることを強く訴えた。

◆福祉保健部

「障害者差別解消法」にかかわって、県条例や県の対応要領について問うと、4月には国から示された基本方針を各課や関係団体に周知をお願いしている。8月には対応要領・障害者差別解消支援地域協議会について、市町村にも経過報告ととりくみ依頼をしており、年明け1月～2月には策定をめざしている。条例については法施行後の状況をふまえ、必要性も含めて検討していくと回答があった。これに対して、条例化することで啓発につながるという意見や4月からの施行にむけて職員研修等どこまでできているのか、支援協議会の作成状況が少ないが、当事者がどの課に相談に行くか分からない状況のなかで、職員研修や窓口での対応ができるのかと疑問の声が上がった。また「部落の障害者が差別された時にどうやって問題を解決できるのか、そうしたやり取りをできる環境をどう作るか考えてほしい。部落の障害者は差別されてもその場で言えず我慢して帰るのがほとんどだ」と当事者からの意見もあった。生活困窮者自立支援法については「法の内容は今まで隣保館が担ってきたもので、法のノウハウは隣保館が一番わかっている。しかし、隣保館のアンケート調査では市町村はどうすればいいか戸惑っているところもある。隣保館が相談や支援の窓口を担えと市町村に指導してほしい。地域のなかに入っていける、アウトリーチは隣保館職員であり、どう対応すべきか文章化して市町村に発信してほしい」と要求した。

◆総務部

4月から施行される「障害者差別解消法」について、福祉保健部ではこの法律が施行されるにあたり対応要領をつくって職員研修等をおこなっている。障害者差別をなくすものであり、そのための要領や障害の定義

（次のページへ）

今後の日程

（2月）

4～5	第30回人権啓発研究集会　（大阪市）
6	ふじ本まり子女性のつどい（ダイワロイネット）
7～8	第1回全国女性活動者会議　（長崎市）
10	中央委員会・中央執行委員会（大阪市）
11	県連事務局学習会
12	県教育委員会第3次交渉（和歌山県民文化会館）
	第4回青年対策部会議（同和企業センター）
15	ランチTIMEデモ
	和歌山市子ども・子育て会議（和歌山市役所）
21	岸本周平女性の集い（アバローム紀の国）
23	狭山ビラ統一行動
	部落解放中央共闘会議第40回総会（東京）

高野山夏期講座

第46回高野山夏期講座の第3回実行員会が12月15日、HRCビルでひらかれ、谷川雅彦・部落解放・人権研究所所長からの代表あいさつではじまり、同企業や行政など22人、事務局2人が参加した。

今年は参加者数1321人、前年度より25人減ったが、一昨年の100人減といった状況からは回避できた。今年は水俣病公式確認から60年であることから、このテーマについて企画（案）が提案された。くわしい内容は、次回4月6日の第4回実行員会でおこなわれる。

▼第47回高野山夏期講座は8月22日～24日、高野山でひらく。

支局からのお知らせ

お気軽にお電話を！

和歌山支局では、各支部でのとりくみを積極的に紹介していきたいと思います。支部活動や子ども会活動など、支局までお知らせいただければ、取材に走ります。もちろん、投稿記事も大歓迎！　写真を添えて支局までお送り下さい。

（発送先）〒640－8314
和歌山市神前405－3
部落解放同盟県連合会内
解放新聞和歌山支局宛